

# 「鳥取県高校生等奨学給付金」

## 新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯に対する 7月申請（年額給付・第2回申請）、随時申請について

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、給付を希望される世帯は、必要書類を期限までに提出してください。

### ○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」の世帯に相当すると認められる世帯
  - ② 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
  - ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

### ○申請の種類

- ① 7月申請（年額給付）…令和2年7月までに家計急変した世帯が申請
- ② 7月申請（第2回申請）…新入生に対する一部早期給付を受けた世帯が申請
- ③ 随時申請…令和2年7月以降に家計急変した世帯が申請

### ○提出書類

期限までに次の書類を提出してください。※申請者は高校生等の保護者等です。

なお、申請後に再就職等で年収見込額に変更があった場合は、速やかに申し出てください。

#### 道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税相当である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-3号）
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（写し可）
  - ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
  - ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類  
・ 課税証明書の写し等（家計急変前）  
・ 会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、〈任意様式〉収支見込内訳書（自営業）など（家計急変後）
  - ③ 扶養人数の分かる書類（扶養親族の記載が省略されていない保護者全員分の令和2年度の課税証明書等）
- (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し

### ○提出期限・提出先

- (1) 年額給付・第2回申請  
令和2年7月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。
- (2) 随時申請（7月以降に家計が急変した世帯）  
令和2年11月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。

### ○問合せ先

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室  
電話：0857-26-7541  
メール：[jinkenyouiku@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkenyouiku@pref.tottori.lg.jp)



鳥取県教育委員会  
からのお知らせ